

平成 27 年 3 月 佐川町議会定例会会議録（第 4 号）

招集年月日 平成 27 年 3 月 12 日

招集の場所 佐川町議会議場

開 議 平成 27 年 3 月 12 日 午前 9 宣告（第 7 日）

応招議員	1 番	下川	芳樹	2 番	坂本	玲子	3 番	邑田	昌平
	4 番	森	正彦	5 番	片岡	勝一	6 番	松浦	隆起
	7 番	岡村	統正	8 番	中村	卓司	9 番		
	10 番	永田	耕朗	11 番	西村	清勇	12 番	今橋	壽子
	13 番	徳弘	初男	14 番	藤原	健祐			

不応招議員 な し

出席議員	1 番	下川	芳樹	2 番	坂本	玲子	3 番	邑田	昌平
	4 番	森	正彦	5 番	片岡	勝一	6 番	松浦	隆起
	7 番	岡村	統正	8 番	中村	卓司	9 番		
	10 番	永田	耕朗	11 番	西村	清勇	12 番	今橋	壽子
	13 番	徳弘	初男	14 番	藤原	健祐			

欠席議員 な し

地方自治法第 121 条第 1 項の規定により説明のため出席した者の職氏名

町 長	堀見 和道	教 育 次 長	吉野 広昭
副 町 長	村田 豊昭	産業建設課長	渡辺 公平
教 育 長	川井 正一	健康福祉課長	岡崎 省治
会計管理者	西森 恵子	町 民 課 長	麻田 正志
総 務 課 長	横山 覚	国土調査課長	氏原 敏男
税 務 課 長	田村 秀明	農業委員会事務局長	氏原 謙
収納管理課長	橋掛 直馬	病院事務局長	笹岡 忠幸
チーム佐川推進課長	片岡 雄司		

本会議に職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長 河添 博明

町長提出議案の題目 別紙のとおり

議員提出議案の題目 な し

議 事 日 程 議長は、議事日程を別紙のとおり報告した。

平成 27 年 3 月佐川町議会定例会議事日程（第 4 号）

平成 27 年 3 月 12 日 午前 9 時開議

- 日程第 1 議案第 1 号 平成 26 年度佐川町一般会計補正予算（第 5 号）
- 日程第 2 議案第 2 号 平成 26 年度佐川町国民健康保険特別会計補正予算（第 4 号）
- 日程第 3 議案第 3 号 平成 26 年度佐川町学校給食特別会計補正予算（第 1 号）
- 日程第 4 議案第 4 号 平成 26 年度佐川町介護保険特別会計補正予算（第 4 号）
- 日程第 5 議案第 5 号 平成 26 年度佐川町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 4 号）
- 日程第 6 議案第 6 号 平成 26 年度佐川町水道事業特別会計補正予算（第 1 号）
- 日程第 7 議案第 7 号 平成 27 年度佐川町一般会計予算
- 日程第 8 議案第 8 号 平成 27 年度佐川町国民健康保険特別会計予算
- 日程第 9 議案第 9 号 平成 27 年度佐川町住宅新築資金等貸付事業特別会計予算
- 日程第 10 議案第 10 号 平成 27 年度佐川町学校給食特別会計予算
- 日程第 11 議案第 11 号 平成 27 年度佐川町農業集落排水事業特別会計予算
- 日程第 12 議案第 12 号 平成 27 年度佐川町介護保険特別会計予算
- 日程第 13 議案第 13 号 平成 27 年度佐川町後期高齢者医療特別会計予算
- 日程第 14 議案第 14 号 平成 27 年度佐川町水道事業特別会計予算
- 日程第 15 議案第 15 号 平成 27 年度佐川町病院事業特別会計予算

日程第 16	議案第 16 号	教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例の制定について
日程第 17	議案第 17 号	教育長の職務に専念する義務の特例に関する条例の制定について
日程第 18	議案第 18 号	特別職の職員の給与及び報酬並びに旅費及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について
日程第 19	議案第 19 号	佐川町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について
日程第 20	議案第 20 号	佐川町総合計画審議会条例の一部を改正する条例の制定について
日程第 21	議案第 21 号	佐川町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について
日程第 22	議案第 22 号	佐川町介護保険条例の一部を改正する条例の制定について
日程第 23	議案第 23 号	佐川町立保育所設置条例の制定について
日程第 24	議案第 24 号	佐川町放課後児童対策事業実施条例の一部を改正する条例の制定について
日程第 25	議案第 25 号	集落活動センターたいこ岩の指定管理者の指定について
日程第 26	議案第 26 号	健康センター和楽の指定管理者の指定について
日程第 27	議案第 27 号	ふれあいの里尾川の指定管理者の指定について
日程第 28	議案第 28 号	佐川町民プール及び佐川町民テニスコートの指定管理者の指定について
日程第 29	議案第 29 号	字の区域及び名称の変更について
日程第 30	議案第 30 号	工事請負契約の変更契約の締結について
日程第 31		選挙管理委員及び補充員の選挙について
日程第 32	発議第 1 号	佐川町議会委員会条例の一部を改正する条例の制定について
日程第 33	発委第 1 号	「最低賃金の大幅引き上げ」「適正な最低賃金制度」を

		求める意見書
日程第 34	発委第 2 号	「公契約条例の制定」を求める意見書
日程第 35	発委第 3 号	T P P 交渉に関する意見書
日程第 36	発委第 4 号	政府による米価対策を求める意見書
日程第 37	発委第 5 号	郵便と金融のユニバーサル・サービスを提供する義務 を全うできる株式処分のあり方の検討を求める意見書
日程第 38		議員派遣について
日程第 39		委員会の閉会中の継続審査及び調査について

議長（藤原健祐君）

ただいまの出席議員数は、13 人です。

定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

本日の日程は、お手元に配付のとおりです。

日程第 1、議案第 1 号、平成 26 年度、佐川町一般会計補正予算（第 5 号）について、質疑を行います。

質疑はありませんか。

10 番（永田耕朗君）

補正で 1 点、お伺いをいたします。地域住民生活等緊急支援のための交付金事業ということですが、今回、国のほうの地方創生の施策の 1 つとして、大変大きな事業費が全国へ措置されておるわけですが、これは、地域の経済の活性化という政府の大きな目的の中での事業費であろうかと思いますが、佐川町におきましても、過去、商工会、過去 3 回行政の御支援をいただいて、振興券を発行しておるわけですが、大変好評をいただいております。今回、3,450 万という事業費が組まれておりますが、このプレミアム率を、どれくらいに考えておるのか、町長に御答弁を願いたいと思います。

産業建設課長（渡辺公平君）

私のほうからお答えいたします。通常分で、これは、今回は地域消費喚起型というのと生活支援型というのが入っておりますが、生活支援型のほうでは、子育て世帯を対象にしております。

4 月 1 日現在、18 歳未満の子供のいる世帯、1 月末でございますたら 1,034 世帯ございますが、そこは、1 冊 1 万 1,500 円の商品券を 8 千円出せば買えるような制度でございます。プレミアム率でいいましたら、43.75%になります。

子育て支援以外の世帯につきましては、1 万円で 1 万 1,500 円の商品券を買えるようになってございます。プレミアム率は 15%ということでございます。

10 番（永田耕朗君）

担当課長から 15%という御答弁がございましたが、今、高知県内の 27 町村、商工会の数字を調べてみますと、22 の商工会で、25%という数字が出ております。うちが 10%、プラスの県補助金で 15%ということですが、もう少し率のアップができないものか、お伺いをしたいと思います。

産業建設課長（渡辺公平君）

率につきましては、ずいぶん、よその事例等も踏まえまして、それと過去の事例等を踏まえまして検討もしました。先ほど言いましたように、子育て支援分がございまして、子育て支援世帯分だけで見ますと、8千円を1万1,500円というように、非常に高いプレミアムをつけてございます。43.75%という非常に高いプレミアム率になってございます。

それと、以前は、10%で過去3回やった経過もございまして、当初は10%というような考え方もございましたが、その後、県から直接4%相当分の交付金が商工会さんのほうにありということ、15%にした経過もございまして。

そういったことで、プレミアム率は、一般が15%、子育て世帯分については43.75%ということで実施するように考えてございます。

10番（永田耕朗君）

過去3回は10%ということで私も当然承知をしておるわけですが、今回の事業としては、国の積極的な地域経済の活性化という大きな目標のもとであろうと思いますが、ただいま課長が答弁ございました10%というのは、23町村商工会の中で、佐川と日高村だけであります。ほかの地区は、20%から30%という率ですが、これは最終的には町長の判断に委ねるところが多いかと思いますが、ひとつ、これにつきまして、今後、協議の場がいただけないか、町長にお伺いをしたいと思います。

町長（堀見和道君）

お答えさせていただきます。今回は、国のほうから交付金ということで措置がありまして、地域の経済の喚起型ということで、プレミアムつき商品券をどのような形で設定をするのがいいかということは、担当各課集まっておりますいろいろな検討しました。

できるだけ幅広く多くの人に購入いただけるようにということと、子育て世帯に、やはり厚く、それは国も県も子育て世帯をやっぱりバックアップしてくださいという後押しが、後押しの声が大きかったですので、できるだけ多くの人にということと、子育て世帯に厚くということで決めさせていただいておりますので、また担当課課長、健康福祉課、産業建設課、チーム佐川推進課、総務、また課長と、それぞれの課とも協議をして、最終的には詰めたと思っています。以上です。

議長（藤原健祐君）

ほかに質疑はありませんか。

6 番（松浦隆起君）

補正予算書の 48 ページの、この観光協会の補助金で、事務局長費用というものが今回、これ地方創生の交付金を活用してということだと思いますが、これはまあ考え方だと思いますが、この事務局長の費用というのは、どちらかというと義務的経費といいますか、交付金がなくても出さなければならない費用だと思います。

今回のように、そういう交付金の場合は、そういうものがないとなかなかできない事業を新たに立ててするほうが価値的ではないかというふうに思いますが、その点について 1 点、確認させていただきたいと思います。

チーム佐川推進課長（片岡雄司君）

お答えをさせていただきます。今回の地方創生ということで上げさせていただいておりますが、その中で、観光協会の事務局長の経費ということで、今回、事務局長をですね全国公募した中で、特別に採用させていただいたということで、今回の地方創生の分に取り入れさせていただいておるということで説明させていただきたいですが。

6 番（松浦隆起君）

地方創生は、後から来た話で、これは町長のほうが考えられて、この観光協会の事務局長を外からということは、この地方創生の交付金が、話がわからない前から出てた話だと思いますので、決してこれで使うなという意味ではありませんが、今までの町のいろんな交付金事業を見てても、一財が、この交付金が出ることによって助かったというような使い方が、個人的には、少し見えてましたので、こういう機会がないとなかなかできないという事業を 1 つつくってやることも、この交付金の活用としては大事な視点ではないかなということで、申し添えておきます。答弁はいいです。

議長（藤原健祐君）

ほかに質疑はありませんか。

4 番（森正彦君）

私も、地方創生の交付金、地域住民生活等緊急支援のための交付金ということですが、その中でですね、地方創生先行型というのは、ありまして、これは仕事づくりなど地方が直面する構造的な課題、

それへの実行ある取り組みを通じて地方の活性化を促すということですが、この地方創生先行型の予算、金額内容、これをお願いしたいと思います。

チーム佐川推進課長（片岡雄司君）

お答えさせていただきます。地方創生の先行型につきまして、佐川町の基礎交付決定額 3,262 万 6 千円について説明をさせていただきます。

まず、1 つ目としまして、佐川町総合戦略策定及び総合計画策定業務に係る経費といたしまして、総合計画の策定委託料、ワークショップに係る経費とですね、地方創生 P R 委託料 486 万 3 千円のうち、365 万 1 千円。そして 2 つ目としまして、移住促進事業に係る経費としまして、移住相談員に係る経費と移住 P R 委託料としまして 264 万 7 千円のうち、198 万 7 千円。3 つ目としまして、自伐型林業を核とした雇用づくりと地域活性化事業としまして、自伐型林業システム構築委託料と、作業道開設補助金、地域おこし協力隊事業、ものづくり推進事業、移住促進事業等の 3,594 万 9 千円のうち、2,698 万 8 千円を先行型として計上させていただいております。

4 番（森正彦君）

その中でですね、町民の方に関係するもの、全部関係するわけですが、ございますけれども、身近なものとして薪ストーブの補助金があるということを知りましたが、この内容をお願いしたいと思います。

産業建設課長（渡辺公平君）

自伐型林業を進めていく、またこの出口の対策としまして、薪ストーブの補助を予算化させていただいております。2 分の 1 の補助でございまして、50 万を限度としております。総合計 500 万を予算化させていただいております。

議長（藤原健祐君）

ほかに質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決を行います。

議案第 1 号、平成 26 年度佐川町一般会計補正予算（第 5 号）について、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

賛成全員。

したがって、議案第 1 号は、原案のとおり可決されました。

日程第 2、議案第 2 号、平成 26 年度佐川町国民健康保険特別会計補正予算（第 4 号）について、質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決を行います。

議案第 2 号、平成 26 年度佐川町国民健康保険特別会計補正予算（第 4 号）について、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

賛成全員。

したがって、議案第 2 号は、原案のとおり可決されました。

日程第 3、議案第 3 号、平成 26 年度佐川町学校給食特別会計補正予算（第 1 号）について、質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決を行います。

議案第 3 号、平成 26 年度佐川町学校給食特別会計補正予算（第 1 号）について、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

賛成全員。

したがって、議案第 3 号は、原案のとおり可決されました。

日程第 4、議案第 4 号、平成 26 年度佐川町介護保険特別会計補正予算（第 4 号）について、質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決を行います。

議案第 4 号、平成 26 年度佐川町介護保険特別会計補正予算（第 4 号）について、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

賛成全員。

したがって、議案第 4 号は、原案のとおり可決されました。

日程第 5、議案第 5 号、平成 26 年度佐川町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 4 号）について、質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決を行います。

議案第 5 号、平成 26 年度佐川町後期高齢者医療特別会計補正予

算（第４号）について、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

賛成全員。

したがって、議案第５号は、原案のとおり可決されました。

日程第６、議案第６号、平成 26 年度佐川町水道事業特別会計補正予算（第１号）について、質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決を行います。

議案第６号、平成 26 年度佐川町水道事業特別会計補正予算（第１号）について、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

賛成全員。

したがって、議案第６号は、原案のとおり可決されました。

日程第７、議案第７号、平成 27 年度佐川町一般会計予算について、質疑を行います。

質疑はありませんか。

３番（邑田昌平君）

ファイティングドッグスに補助金を出していると思いますが、その項目と金額、その合計を、わかっただらお願いします。

チーム佐川推進課長（片岡雄司君）

お答えをさせていただきます。平成 27 年度の高知ファイティングドッグスに関する予算としましては、２款総務費の１項総務管理費、４目企画費、12 節の役務費のほうに計上を、110 万 7 千円をさせていただきます。

内容としましては、広告料としまして高知ファイティングドッグスのホームゲーム開催時に、外野のフェンスに設置する横断幕と、ヒーローインタビューや球団イベント時に使用するインタビュー

ボード、それと公式戦のホームゲームの会場内で設置するのぼり旗に係る経費を計上させていただいております。以上です。お願いします。

6 番（松浦隆起君）

3 点ほど確認をさせていただきたいと思います。

1 点目は、どのページということではありませんが、町長が就任して初めての議会で、一般質問で、町長の静岡での経歴も踏まえて、事業仕分けは今後どうされますかということをお聞きしたと思いますが、佐川町では事業仕分けを行うつもりはないという御答弁だったと思います。

ただ、今回の予算等でも、今まで行っていた事業の減額、また総合健康アドバイザー等事業の廃止等、個人的見解ですけれども、町長の一人事業仕分けが行われているような感覚を、少し受けてます。

当然、首長ですから、判断を首長がする部分もあるとは思いますが、今後、そういう事業等の判断をしていく場合は、そういったきちっとした会なり、合意形成の場をもって判断をしていくべきではないかということで、その点について、見解をお伺いをしたいと思います。

2 点目に、勉強会でもお聞きしましたが、133 ページの青山文庫の耐震診断委託料、青山文庫については、図書館のつくってもらいたいという署名とあわせて、議会側から複合施設での検討はどうかという声も出ておりますので、この青山文庫の耐震診断をした後、どういうロードマップを描いておられるのか、その点についてお聞きをしたいと思います。

3 点目に、今回から保育料の軽減がなされて、第 2 子については同時入所の場合は無料ということで、これ 4 月 1 日から、新年度から、今回予算が可決された場合は行われるのかどうか、もし 4 月 1 日からということになれば、私のほうにもいち早く、無料化になれば子供も預けたいという声もあります。その情報の提供を、4 月 1 日からということであれば、少しでも早く父兄の方といいますか、親御さんに伝えなければならないのじゃないかと思いますが、その点について、どういうふうにお考えになられているのか、この 3 点について、お聞きをしたいと思います。

町長（堀見和道君）

お答えさせていただきます。私からは、一人事業仕分けというふ

うにおっしゃられましたが、その件についてお答えさせていただきます。

あと青山文庫、保育料の軽減の点につきましては、担当のほうから説明をさせます。

事業仕分けが世の中の悪のような言われ方をした時期があります。これは当然、無駄をなくす、重複してるもの、本来の目的を果たさなくて形骸化してるものは、やはり見直しをしていくと。これは当たり前に、この行政運営、行政の経営につきましてはやっていかなきゃいけないことでありまして、それを事業仕分けという言い方をされるとですね、その言葉が一人歩きをするもんですから、そのこの部分はまた御容赦をいただきたいと思います。今回の補助金、例えば、社会福祉協議会の補助金に関しては、本来の会計制度にのっとって見直しをしてください。経費の案分について見直しをしてくださいというお話をさせていただきました。

あと、特別会計については、国の、今、方向がありますので、それにならって計画をしっかりと立てて、明確化して取り組みをしてくださいという中で、最終的に合意を得て決めさせていただいた件になります。

あと、堀見先生、忠司先生のアドバイザー事業に関しましては、前町長と議員の皆様の間に全員協議会を重ねて丁寧に検討された結果、佐川町としてアドバイザーとして採用させていただこうということが決まってるといういきさつを私が全く承知しておりませんでした。私の不勉強、私の確認不足ということで、そういうことがないように、今後はしっかりと努めていきたいと、確認をして、丁寧に進めていきたいというふうに考えております。今回は、まことに申しわけございませんでした。以上です。

教育長（川井正一君）

それでは、私のほうからは青山文庫の件について、御答弁させていただきます。

まず、青山文庫については、来年度予算で耐震診断をさせていただくようにしておるんですが、これは、現在の施設が建築後 50 年たっておるというふうなこともありまして、利用者もたくさん、年間 3 千人程度来るという中で、耐震性の安全がどうなのかということが一切確認されておりません。そういったこともありまして、まずは耐震診断をして、あの建物が今後引き続き使える施設であるのか、

あるいはまた耐震補強すれば大丈夫な施設なのか、あるいは全く、もう建てかえが必要になる施設なのか、そういった見きわめをするためのまず1歩であるというふうに考えております。

また、議会で請願が採択されたときに、複合施設の検討せよということもありますし、またその際には、あわせて財政的なものも当然考慮の上、図書館については検討せよということもついておりましたので、そういった点を含めて、今後、耐震診断の結果、さらには現在、図書館につきまして、検討委員会を立ち上げまして検討していただいております。そういった検討委員会での検討期間も踏まえ、総合的にまた町の方針を決めさせていただきたいというふうに考えておりますが、またその際には、また議員の皆様方に、町の方針を決定する際には、御報告なりをさせていただきたいというふうに考えております。以上でございます。

健康福祉課長（岡崎省治君）

私のほうからは、保育料の軽減拡充の部分の周知方法について御説明をいたします。

今議会可決をいただきましたら、まずはできることとして、ホームページ等で周知をすることと、あと町の広報紙、これに、4月号の部分では、恐らく新年度予算の関係で多少は載っていると、載ることになるとは思いますが、それに加えて、詳しい部分についても担当課のほうでできる限り、4月になるのか5月になるのかちょっとこのへんが、締め切りの関係がありますので今時点ではちょっと申し上げられませんが、そういった広報とホームページを通じての周知と、あとは、現在の町内の保育園、町立、私立あわせた保育所への周知、それから関係している例えば越知幼稚園等への周知等を行っていきたいと考えております。

新しい、4月からは、手続きが、保育の認定制度ということで、これは無料拡充にかかわらず、制度の改正に伴って、手続きが必要になります。その中で、仮に今、子育てを家でしてらっしゃって、この無料化に伴って、例えば就職活動をしたりであるとか、現に何か、就労といいますか、そういった形でやってるけれども、無理に家庭でみているという方々がおいでた場合に、認定の申請をしていただいて、それから受け入れる保育園を決めていくという作業になります。

それが、4月から受け入れができるのかどうなのかというのは、

ちょっとスケジュール的な問題はありますけれども、そういったことで制度の周知と、あと知らないがために、無理に家庭でみるというような状況がないような形で、広く知らしていきたいというに考えております。

6 番（松浦隆起君）

その保育園につきましては、今月の中ごろから多分、各園で進級、新入園等の説明会があると思いますので、今、課長がおっしゃられたように、各園の協力もいただいて、そういう場で情報を提供していただくということも取り組んでいただければと思います。

それと、町長の一人仕分けということで、そういう、町長には、つもりはないかもわかりませんが、やはりいろんな合意形成の場をもって行うということは必要だと思いますし、これはどこまで根拠があって言ってるわけじゃありませんが、例えば、その社会福祉協議会の補助金についての内容等も、直接その内容に、中の費用について町長が指摘をするということよりも、そこに、例えば、疑義があれば、前段で、財政支援団体の監査は本町の監査委員ができますから、まず、監査委員に監査をしていただくと。その内容をもって話をするというような段階も踏んでいただいたら、私が勝手に思っているような一人仕分けのようなイメージにもならないのではないかというふうに思いますので、一言つけ加えさせていただいて、終わらせていただきます。

議長（藤原健祐君）

ほかに質疑はありませんか。

10 番（永田耕朗君）

この集落活動センター事業につきましてであります。勉強会で少し説明をいただきましたが、加茂と斗賀野と黒岩、3カ所に計画がなされておるようでありますが、加茂と斗賀野につきましては、新築ということで、黒岩は旧の建物を耐震補強というような話を伺いましたが、ぜひともまた、今後協議の中で、新築も視野に入れて、黒岩の集落活動センターにつきましては、協議を願いたいと思うわけですが、御答弁をお願いいたします。

チーム佐川推進課長（片岡雄司君）

お答えさせていただきます。黒岩地区につきましては、とりあえず、今の段階では耐震診断のほうを計画しておりましたが、永田議員のおっしゃるように、再度ですね、今までかかわっていただいた

地域の方々とも再度協議をしてですね、予算、スケジュール等も調整しながら、新築、改築を含めて、新たに検討をさせていただきたいと思いますので、よろしくお願いします。

議長（藤原健祐君）

ほかに質疑はありませんか。

8 番（中村卓司君）

健康福祉課長にお尋ねをいたしたいと思います。病後児保育について、お尋ねをしたいと思います。

これは、課題になっておりましたのは、もう数年前から、私もかかわっておりましたけれども、少子化対策事業ということで、国の命を受け、それなりの市町村の意見を聞きながら進めていた経過がございます。そのときに、アンケートをとった時に、大変、その病後児保育をやってほしいという声が多うございまして、そのアンケートにのっとして、私たちはぜひですね、町に病後児保育というものをやってもらいたいというふうなことを発言をしてまいりましたが、なかなか現実にならない中で、今日に至ったわけですが、今回の町長の行政報告の中に、この項目を発見したときには非常に私は驚きとともにですね、大変うれしく思うわけでございます。

そこでですね、その中身を、かつてできなかった理由の中に、子供たちをサポートする組織ができにくいとか、病院の先生がかかわっていないなければならないのに、それがなかなか手当てができないということがございました。

しかしそれをクリアしながらの、今回の提案だというふうに思っておりますが、今後の組織化をつくる上において、実施するにおいて、子供たちを、病後児の子供たちをサポートする人たちの組織化というものが、どういうふうになされるのか、そして病院関係の方がどういったかわりでやられるのか、そして、場所は、医師住宅を改造するというところでございますが、その点について、少し詳しくお聞かせを願いたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

健康福祉課長（岡崎省治君）

お答えいたします。まず、私からは、これまでの病後児保育の取り組みと、あと、なぜ、新年度予算で予算が計上できたのかと、実施体制も含めて、ということと、あと病院の係については、病院の事務局長のほうもかかわっておりますので、そちらのほうからも述べ

させていただけたらというふうに思いますが、まず、この子供子育て支援法に基づく事業計画が来年度からありますけれども、それ以前の次世代の育成行動支援計画の中にも、中村議員、また携わっていただいておりますね、病児・病後児保育、これが課題であるということで、ずっとできる取り組み、できると言いますか、可能な取り組みの中でどういうふうなことができるかというふうな議論をさせていただいてたという記憶があります。

その中では、やはり、病院との連携と申しますか、各医療機関での受け入れ体制がなかなか難しい。医師の確保も含めて。そういったことが大きなハードルとしてあって、なかなか事業化ができなかったというふうに、私のほうは思っておりますが、堀見町長が就任して、それからこの次世代育成、それから子供・子育て支援の計画につくっていく中で、やはり子育て支援の中でも病児・病後児保育の重要性、地域で子育てしていく部分には、何とか体制を担当課、それから高北病院も含めて考えてほしいという直接的な指示がありました。

その中で、健康福祉課と病院事務局が、可能な取り組みはどういうことなのかということをして、なかなか民間の医療機関と連携をするのは、なかなか今までの経緯の中から難しいということが考えられましたので、まず、高北病院と連携をしてどういうふうな形ができるかということを具体的に模索をしました。

その中で、病院のほうからは、施設としては旧の医師住宅が使えるのではないかと話があり、それから病後児保育事業の国庫補助の基準等を見る中でですね、一定、その体制的には看護師もしくは保健師とか、それから保育士の体制が必要であるというふうな中で、今現在、予定をしているのは、看護師ではなくって保健師、保健師での体制をつくっていく、それから保育士、その2名でやっては、もういけるのではないかとというような、国庫補助基準の中での話ですけれども。

そういう人的な体制も含めて、それでは、例えば健康福祉課の中では保健師もおる、それからほかに雇い入れるということも考えられますし、そういった体制、高北病院等、当然その病後児保育をやるに当たっても、なんか突発的なと言いますか、医師に診てもらえないかんというような事態があった場合には、高北病院と連携をしていく、その体制整備がある程度話ができましたので、予算化に

踏み切ったと。

あとは、改修等の期間といいますか、そういったところも含めて、新年度早々にはできませんけれども、10月をめどに整備をしていくと。それから、あとサポートの体制ですけれども、病後児保育をするためには、そういった施設の体制であるとか、管理をする職員といいますか、そこに当たる職員が配置をされれば、事業自体は実施ができるというふうに考えております。

あとは、地域の支援といいますか、そういったサポートをしていただく方々にも、この病後児保育を知るに当たって、いろんな後方支援であるとかですね、そういったことが必要だとは思いますが、まずは、町の事業で予算化をした形と、あと人員体制でできるというふうに考えております。以上です。

病院事業副管理者兼事務局長（笹岡忠幸君）

病院のほうからも補足の御説明を申し上げたいと思います。以前から、この病後児保育につきましては、御相談があったように覚えております。なぜできなかったのか、それはですね、やはり病院のほうでやってくれというようなスタンスがメインであったと思います。

今回は、堀見町長並びに健康福祉課長からは、できない理由ではなくって、どうすればできるのか、そこを洗い出してくれということでのお話がございましたので、院内で、全員で集まって協議をいたしました。これと、これこれができれば対応できるね、といったことを議論をしてまとめたものを健康福祉課を経由して町長までお届けして、今回の予算の実現に至ったものでございます。

病院のほうにおきましては、旧の院長宿舎でございますので、企業財産として病院が管理をしております。その関係で、病院のほうへ、この改修費用をつけていただくということになっております。それで、病院のほうでは、この議決をいただきましたならば、設計事務所を呼んで改修の内容を打ち合わせした上で、速やかに取り組みたいと。改修に取り組みたいと思っております。

中身的には、私どもがお聞きしておりますのは、専用の保育室、隔離機能を有する観察室または安静室、それから調理室とかいったもろもろの施設整備ということが課題になっておりますけれども、順次解決していきたいと思っております。

なお、課長のほうからお話しがありますように、秋口の10月を、

オープンできるように、間に合わせるように頑張ってまいりたいと思ってます。以上でございます。

8 番（中村卓司君）

事務局長のおっしゃるとおりだと思うことを常に私たちの会でも言っただけで、できない理由を言うなど。どうやったらできるかということで、一生懸命皆さんの頭をつけ合っしながら発言をしてまいりましたにもかかわらず、その当時はできませんでした。

しかしながら、堀見町長そして福祉課の中から、できない理由よりもどうしたらできるかということの中から、この事業が実施に至ったということで、ほんとにありがとうございます。お礼を申し上げたいと思います。

そこです、もう少し突っ込んだお話を聞かせていただきたいと思いますが。サポートをする中で、今の課長の発言ですと、福祉課の中だけでというふうなイメージがあったんですけども、その当時は、例えば、保母さんのOBさんとかですね、現職でいなくて、それぞれ卒業された方、しかしまだ現役と同じように働けるよという方の名簿をつくっていただいて、その方が保健師なりといった、保育士といった、免許を持ちながら御家庭におられる方を掘り起こして、そしてその人たちの名簿一覧表の中をこしらえて、福祉課のほうから、こういうことでお願いできんろうかという組織をつくってはどうかという話も持ち上がった経過がございます。

そして、病院のほうにもお願いをということでしたけど、病院のほうはそういう形でできるという形になったんで、現場、サポーターという組織というのは、どういうふうにお考えで、事業を進めていくのか、今一度、お聞かせを願いたいと思います。

健康福祉課長（岡崎省治君）

お答えいたします。サポートするスタッフというところになると思うんですけども、まず、その予約のこともあります、病後児保育を使う形は、予約制という形が考えられます。

例えば、事前に予約を入れていただいて、病後児保育が開設する日にそのスタッフを当てるという形になります。その中で、今現時点で考えているのは、先ほど私が申しました健康福祉課の中の例えば保育士であるとか保健師を、まず軸にはしますけれども、例えば手伝っていただけるそういった方、退職された方とかですね、あと

保健師、看護師の免許を持たれているほかの地域にいる方、そういったところに声をかけさせていただいて、例えば名簿をつくったりとかいうことで、外から応援をいただくということも今後考えてはいきたいというに考えております。

ただ、ちょっとまだその具体的なですね、名簿づくりまでは至っておりませんが、10月開始に向けてスタッフの確保をどういうふうにしていくかというのは、具体的には考えていきたいと思っております。

8 番（中村卓司君）

ぜひ、よろしくお願ひしたいと思いますが。あと、その病後児で見えていただける料金とかがわかっているならば、あとお聞かせ願ひたいということと、病気で困っておられるお父さん、お母さん、御家庭の方が、全てそちらを頼みにして軽々しく頼むというのも、子育ての観点からいうと、いかなるもんかという点もございしますが、いよいよ困っている方に、そういう昔かたぎ的なことも言っても、現在ではなかなか通じない部分もあります。

したがって、適正な価格をもって利用していただけるということがよからうかと思うんですが、今後はですね、事前に申し込むことも必要やろうかと思ひますが、使い勝手が、緊急の場合もございしますので、事業を進めることによって、それも少しずつの改善はしてこようかと思ひますが、地域の皆さんの声を聞く耳を近くにして、使い勝手のいいような形にですね、進めていただくことをお願ひをしておきたいと思ひしますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

健康福祉課長（岡崎省治君）

利用料金につきましては、まだ具体的には決めておりませんが、高知市とかいろいろなところがやっている利用料金を参考にさせていただきながら、できるだけ、利用料金のこととか、あと開所の時間帯であるとかですね、そういったところも、この保育事業、病後児保育事業をやるに当たって、高北病院それから町長とも話をする中で、使い勝手といいますか、利用されるような形での実施体制を組んでいかないかという話もしております。

ほかのところ、病後児保育事業をやっている市町村ありますけれども、実際、実態として、なかなか利用が少ないということも聞いております。そういった利便性も含めて、検討していく。それから、

まずは 10 月スタートをしながら、利用状況それから、特にこういった病後児保育事業を行政といいますか、そういった制度の中で、実施していきますので、ある程度の、どう言うんですか、利便性もありますけれども、例えば主治医の方の意見、意見書まではいかにかもわかりませんが、きちっと保護者の方が子供さんを預かるときに、どういう病状なのか、病態といいますか、回復期にあるのかとかいうところもきちっと情報をいただかないと、こちらの責任といいますか、お預かりする責任というところも発生してきますので、そのへんを具体的に制度の中に落としていくということにはなります。

いずれにしても、スタートしながら常に見直しをしていくという形でいきたいと思っております。

議長（藤原健祐君）

ほかに質疑はありませんか。

4 番（森正彦君）

木造住宅耐震化支援事業、これ、南海地震あるいは東南海地震がきたときの被害の中で、生命にかかわる部分は住宅倒壊の圧死が一番多いということのようでございます。

ですから耐震化を支援していくということですが、これ、26 年度もありました。また 27 年度も組んでおるわけでございますが、26 年度につきましては半分ぐらいの消化であったということのようです。比較的、使われてないのではないかというその理由とですね、大事なこと、町民の命を守るということでは非常に大事なことで、27 年度も組んでおるわけですが、その啓発、普及啓発についてどのように考えておるのか、今までと同じような普及啓発活動ではだめではないかと思しますので、そのあたりをお聞かせ願いたいと思います。

産業建設課長（渡辺公平君）

住宅耐震化支援事業の関係につきまして御質問いただきました。25 年度の実績を見て見ますと、耐震診断が 10 件でございます。これは、3 千円出せば、耐震診断ができるようになってございます。それから耐震設計が 20 万円の補助でございますが、4 件、実績がございます。耐震改修工事は、現在 90 万円の補助がございます。実績は 4 件でございます。老朽住宅の除却費用としまして、10 分の 8 を補助率で限度額が 160 万円。これは 4 件の実績になってございま

す。

おっしゃられたとおり、私どものPR不足もあろうかと思いますが、十分な成果が上がってないところでございます。来年度におきましては耐震診断を20件、耐震設計を10件、耐震工事を10件、老朽住宅の除却を5件、予算化予定してございます。一層の、町広報紙などを使うた啓発また自治会の総会なんかでも昨年も申しましたが、そのときのPR、さらには自主防災組織とか建築士事務所等の連携、こういったことをしていきながらPRに努め、耐震化を促進していかんやいかんというふうに思うております。

一部の町民の方と、私、直接お話しもしましたが、そのときにちょっと、こう言うては失礼ですが、まだええろうとかいうような感じで、危機的な意識も薄いかと思っておりますので、よりPRもしていないかんし、これだけの補助金があるということでございますので、大いに活用していただけるように頑張ってまいりたいと思っております。

4 番（森正彦君）

事業は実施して、特にこの事業は効果の上がることでございますので、使っていただくようにして、命を守るということにしていっていただきたいと思っております。以上です。

2 番（坂本玲子君）

お伺いします。一般予算の51ページ、通学路防犯灯設置工事と防犯灯設置工事にそれぞれ補助金が出ていますが、今年度からLED化も可能になると聞いています。そのへんの説明をお願いします。

総務課長（横山覚君）

お答えをいたします。まず、通学路防犯灯設置工事ですけれども、ソーラー型の防犯灯の設置を考えておりまして、大体6～7本程度が設置できるんじゃないかと思っております。

対象地域につきましては、要望等が上がっておりました春日川沿い、もしくは永野のほうの道路沿いというふうな2カ所でございますが、これからまた設置本数等の兼ね合いがございますので、検討させていただきたいと思っております。

それから防犯灯設置工事補助金ですけれども、近年の自治会の防犯灯の電気料、そういうことも考え、また環境に優しいLEDのほうのつけかえ、そういうことを考えまして、今回は既存の防犯灯がまだ点灯ができていたとしてもLEDにかえられるというふうなことも、その中に入っております。よろしくどうぞお願いします。

議長（藤原健祐君）

ほかに質疑はありませんか。

10 番（永田耕朗君）

移住促進事業について、少し意見を述べたいと思います。

これは、県も今、積極的に移住促進ということで取り組んでおりまして、県内どこの自治体も移住事業というのは重要な課題であろうと考えるわけであります。

佐川でも、町長も積極的に、こういう事業には今、取り組んでおられるということでございますが、今回、民間会社の社宅を購入して、それを耐震改修して移住促進事業に充てるという目的であろうと考えますが、きのう、昨日 3 月 11 日に、私ども議会は初めて現場を見せていただいたわけであります。思った以上に、築 30 年ということで、思った以上に、内、外、痛みが激しいという感じを受けたわけでありますが、この耐震改修費用につきましても、明確な積算もまだなされておらないということでございます。

そしてまた財源の内訳も有利な補助金もあろうと思います。そしてまた起債、あるいは基金の取り崩し等、あろうかと思いますが、こういった財源の詳しい内訳もまだ説明がなされておらないわけであります。佐川町には、町有の土地もかなりあるわけございまして、そういうようなものも活用も視野に入れて、少し時間をかけて議会と執行部が協議をできるような余裕をいただきたいという思いでございます。

私も、無用な混乱を招くという思いは毛頭ございませんので、少し、きのう、現場を見て、はやきょう評決ということになるわけでございますけれども、この 1 億 3 千万、公費でありまして、少し、議会としても議論を重ねる必要がありゃあせんかというわけございまして、この予算執行につきましては、少しの時間の間、御配慮いただきたい。町長に願うところでありますが、御答弁をお願いいたします。

町長（堀見和道君）

お答えさせていただきます。今回の移住促進の取り組みにつきましては、今後、佐川町が取り組んでいきます地方創生の一つの柱になってくる事業であります。地方創生につきましては、執行部と議会が両輪となって、この町の活性化、町の幸せづくりのために取り組んでいかなきゃいけないというふうに、重々心に入れております。

今回の予算の執行につきましては、しっかりとまたこちらからも御提案をさせていただいて、御協議させていただいて、議会の皆さんの同意を得ながら、予算執行のほう進めていきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。以上です。

議長（藤原健祐君）

ほかに、質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決を行います。

この採決は、起立によって行います。

議案第7号、平成27年度佐川町一般会計予算について、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

賛成全員。

したがって、議案第7号は、原案のとおり可決されました。

日程第8、議案第8号、平成27年度佐川町国民健康保険特別会計予算について、質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決を行います。

議案第8号、平成27年度佐川町国民健康保険特別会計予算について、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

賛成多数。

したがって、議案第 8 号は、原案のとおり可決されました。

日程第 9、議案第 9 号、平成 27 年度佐川町住宅新築資金等貸付事業特別会計予算について、質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決を行います。

議案第 9 号、平成 27 年度佐川町住宅新築資金等貸付事業特別会計予算について、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

賛成全員。

したがって、議案第 9 号は、原案のとおり可決されました。

日程第 10、議案第 10 号、平成 27 年度佐川町学校給食特別会計予算について、質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決を行います。

議案第 10 号、平成 27 年度佐川町学校給食特別会計予算について、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

賛成全員。

したがって、議案第 10 号は、原案のとおり可決されました。

日程第 11、議案第 11 号、平成 27 年度佐川町農業集落排水事業

特別会計予算について、質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決を行います。

議案第 11 号、平成 27 年度佐川町農業集落排水事業特別会計予算について、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

賛成全員。

したがって、議案第 11 号は、原案のとおり可決されました。

日程第 12、議案第 12 号、平成 27 年度佐川町介護保険特別会計予算について、質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決を行います。

議案第 12 号、平成 27 年度佐川町介護保険特別会計予算について、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

賛成全員。

したがって、議案第 12 号は、原案のとおり可決されました。

日程第 13、議案第 13 号、平成 27 年度佐川町後期高齢者医療特別会計予算について、質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決を行います。

議案第 13 号、平成 27 年度佐川町後期高齢者医療特別会計予算について、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

賛成全員。

したがって、議案第 13 号は、原案のとおり可決されました。

日程第 14、議案第 14 号、平成 27 年度佐川町水道事業特別会計予算について、質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決を行います。

議案第 14 号、平成 27 年度佐川町水道事業特別会計予算について、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

賛成全員。

したがって、議案第 14 号は、原案のとおり可決されました。

日程第 15、議案第 15 号、平成 27 年度佐川町病院事業特別会計予算について、質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決を行います。

議案第 15 号、平成 27 年度佐川町病院事業特別会計予算について、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

賛成全員。

したがって、議案第 15 号は、原案のとおり可決されました。

日程第 16、議案第 16 号、教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例の制定について、質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決を行います。

議案第 16 号、教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例の制定について、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

賛成全員。

したがって、議案第 16 号は、原案のとおり可決されました。

日程第 17、議案第 17 号、教育長の職務に専念する義務の特例に関する条例の制定について、質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決を行います。

議案第 17 号、教育長の職務に専念する義務の特例に関する条例の制定について、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

賛成全員。

したがって、議案第 17 号は、原案のとおり可決されました。

日程第 18、議案第 18 号、特別職の職員の給与及び報酬並びに旅費及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について、質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決を行います。

議案第 18 号、特別職の職員の給与及び報酬並びに旅費及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

賛成全員。

したがって、議案第 18 号は、原案のとおり可決されました。

日程第 19、議案第 19 号、佐川町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について、質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決を行います。

議案第 19 号、佐川町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

賛成全員。

したがって、議案第 19 号は、原案のとおり可決されました。

日程第 20、議案第 20 号、佐川町総合計画審議会条例の一部を改正する条例の制定について、質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決を行います。

議案第 20 号、佐川町総合計画審議会条例の一部を改正する条例の制定について、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

賛成全員。

したがって、議案第 20 号は、原案のとおり可決されました。

日程第 21、議案第 21 号、佐川町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について、質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決を行います。

議案第 21 号、佐川町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

賛成多数。

したがって、議案第 21 号は、原案のとおり可決されました。

日程第 22、議案第 22 号、佐川町介護保険条例の一部を改正する条例の制定について、質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決を行います。

議案第 22 号、佐川町介護保険条例の一部を改正する条例の制定について、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

賛成全員。

したがって、議案第 22 号は、原案のとおり可決されました。

日程第 23、議案第 23 号、佐川町立保育所設置条例の制定について、質疑を行います。

質疑はありませんか。

2 番（坂本玲子君）

保育所設置条例について、お伺いします。

保育所短時間利用の児童の時間外保育料は、早朝は 100 円、夕方は 200 円になっています。しかし、町ホームページに出ている保育利用負担額（案）では、標準時間保育と短時間保育の利用料の差が 100 円から千円程度の範囲に設定されており、平均 600 円くらいです。すると 3 回程度以上時間外を使うと、標準時間の利用負担額より高くなる恐れがあります。

ある自治体では、時間外保育料を設定しないで、短時間も標準時間も保育料を一定にしています。今のこの条例と保育料の設定が、そういう矛盾が生じないように検討していただきたいと思いますがいかがでしょうか。

健康福祉課長（岡崎省治君）

お答えいたします。この条例につきましては、佐川町立保育所にかかる保育料等の設定という形になります。先ほど御質問ありました時間外保育料の金額につきましては、新しいこの4月から、保育の認定制度の中で短時間保育に認定されたお子さんの、具体的に言いますと、8時間を越える時間外保育について、特別の利用料金を定めているところです。

これにつきましては、各自治体で取り扱いが違っておるということは、承知をしております。ただ、一方で、新しい制度の中で、保育料の基準料といいますか、保育料単価につきましては、長時間、長時間といいますか標準時間、標準時間の子供さんと短時間の子供さんでは、先ほど、少し、差は100円から少ない、余り差がないというふうな趣旨の御意見だったと思いますけれども、基本的には、短時間の認定をされる子供については、時間外保育を使用するということが、前提には、この制度の成り立ちからですね、ない、それが常態的に利用しないといけないということであれば、認定の段階で11時間、標準時間の認定をするという形に、制度上はなるというふうに思います。

ですので、別表を使って時間外保育の料金いただくケースといいますか、そういうことは突発的な理由であったり、やむを得ない理由というのが事情にあると思います。

ですので、毎日これを、時間外を使えば、当然、かなりな金額になりますけれども、大体、各自治体、これぐらいの標準の設定になっているというふうに考えておりました、佐川町では、開所時間の朝の保育については利用1回につき100円。それから夕方の時間外保育については200円ということで、これは佐川町内の町立、それから私立の保育園の園長が集まります園長会の中でも協議をさせていただいた上で、この取り扱いということを発起へといいますか、その現場の中ではこれでいくという形で協議をした上で、こちらの条例に、案として出させていただいております。

議長（藤原健祐君）

ほかに質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決を行います。

議案第 23 号、佐川町立保育所設置条例の制定について、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

賛成全員。

したがって、議案第 23 号は、原案のとおり可決されました。

ここで、15 分、40 分まで休憩します。

休憩 午後 2 時 25 分

再開 午後 2 時 40 分

議長（藤原健祐君）

休憩前に引き続き、会議を開きます。

日程第 24、議案第 24 号、佐川町放課後児童対策事業実施条例の一部を改正する条例の制定について、質疑を行います。

質疑はありませんか。

2 番（坂本玲子君）

では、お伺いします。放課後児童対策事業の条例を改正されるわけですが、これは対象児を全員に広める、また夏休みだけでなく冬休みや春休みにおいても開所するという意味と受け取ってよろしいでしょうか。

教育長（川井正一君）

基本的に、ここに日数を記載しておりますが、冬休みも、年末年始の休み以外は開催することとしております。

また春休みも、従来、3 月 24 日で終わってたのを 3 月末までということで拡大するようにしております。以上でございます。

8 番（中村卓司君）

現行の定員数 50 名が削除されて、改正後はそれがなくなってるという理由を、今一度。それから 1 年生から 3 年生までとするところがなくなって、削除されておりますけれども、その理由を今一度お聞かせを願いたいと思います。

教育次長（吉野広昭君）

お答えいたします。現行、条例です、定員のほうを定める例は極めてめずらしいというような指摘がありまして、本来、こういう定員につきましては、規則で定めるほうが一般的という御指摘をいただいたので、今回の条例から削除して、新たに規則で定めるようにしております。以上です。

対象年齢につきましては、1 年生から 6 年生まで全てを対象にしております。

教育長（川井正一君）

新制度におきまして、対象が法のほうで小学生全てが対象になるということになりました。それを受けての対象年齢の拡大でございます。以上でございます。

議長（藤原健祐君）

ほかに質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決を行います。

議案第 24 号、佐川町放課後児童対策事業実施条例の一部を改正する条例の制定について、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

賛成全員。

したがって、議案第 24 号は、原案のとおり可決されました。

日程第 25、議案第 25 号、集落活動センターたいこ岩の指定管理者の指定について、質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決を行います。

議案第 25 号、集落活動センターたいこ岩の指定管理者の指定について、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

賛成全員。

したがって、議案第 25 号は、原案のとおり可決されました。

日程第 26、議案第 26 号、健康センター和楽の指定管理者の指定について、質疑を行います。

質疑はありませんか。

1 番（下川芳樹君）

指定管理の期間について、お尋ねをいたします。

期間が 5 年間となっておりますが、これはどのような理由で 5 年間でされたのでしょうか。

健康福祉課長（岡崎省治君）

お答えをいたします。27 年度から 32 年の 3 月 31 日ということで 5 年間になっておりますが、これも前回と同様の期間、今年の 3 月 31 日までの 5 年間を引き続きと、同じ期間ということで考えております。以上です。

議長（藤原健祐君）

ほかに質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決を行います。

議案第 26 号、健康センター和楽の指定管理者の指定について、
原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

賛成全員。

したがって、議案第 26 号は、原案のとおり可決されました。

日程第 27、議案第 27 号、ふれあいの里尾川の指定管理者の指定
について、質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決を行います。

議案第 27 号、ふれあいの里尾川の指定管理者の指定について、
原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

賛成全員。

したがって、議案第 27 号は、原案のとおり可決されました。

日程第 28、議案第 28 号、佐川町民プール及び佐川町民テニスコ
ートの指定管理者の指定について、質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決を行います。

議案第 28 号、佐川町民プール及び佐川町民テニスコートの指定
管理者の指定について、原案のとおり決定することに賛成の方の挙

手を求めます。

賛成全員。

したがって、議案第 28 号は、原案のとおり可決されました。

日程第 29、議案第 29 号、字の区域及び名称の変更について、質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決を行います。

議案第 29 号、字の区域及び名称の変更について、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

賛成全員。

したがって、議案第 29 号は、原案のとおり可決されました。

日程第 30、議案第 30 号、工事請負契約の変更契約の締結について、質疑を行います。

13 番（徳弘初男君）

ちょっとお尋ねしたいと思います。

勉強会でも既に、勉強会でも質問のある方は聞いたわけですが、やはりここに契約といたしましては、6,564 万 6,720 円という、また議決契約金 5,668 万 1,640 円と、差額が 896 万 5,080 円というようになっておりますが、私も全く素人ではございますが、図面で詳しく説明をしていただいたはずでございますが、やはりこういう、ましてプロ中のプロが設計をされたものが、ここに 800 万というような追加が出てくるということは、単なる写真で見る以上は、ピンが 1 本が 2 本になって、また金属的にはこじゃんと丈夫いもんができたというような説明も聞いたわけですが、当初に、こういうことはある程度、プロがやりゆうんでわからないのかなあという、仕事なりまたこれからまたいろいろと耐震工事もあると思いますが、そのへんの説明をよろしくお願いします。

産業建設課長（渡辺公平君）

お答えいたします。提案理由のときにちょっと御説明、触れさせていただいた件でございますが、今回、耐震補強工事やってまいりますのに、上部工、これ桁ですが、それと下部工、橋脚、橋台ございますが、それを接続していくような工法がとられております。これは、ピンを中に打ち込んでいって、両方をとめていくような工法でございますが、特に今回の場合、これちょうど昭和 50 年の 5 号台風の前後ぐらいに、役場、この新築工事に際しましてできた橋でございます。

もう 40 年近くなっておる関係で、この橋の設計図というのがもう全く役場に残ってございません。もう既に保存期間を過ぎておるといえば、それまででございますが、ない関係上、今回変更になりました上部工のところは、どのようにして設計したかと申しますと、現地の外観調査、それとまた当時施工されていたと推定される P C 桁、ちょうどこの橋は、中に 2 つ橋脚がございますが、その橋脚から町道側のほうは P C 桁になってございます。手前側が鉄筋コンクリート、R C 桁になってございますが、その、当時、昭和 50 年その施工当時に使われていたであろう P C 桁、こんな規格でこんなふうにやられておるというのを参考にしまして、設計図はくくられてございます。

それでくくって、径が 60 センチとか、径が 70 センチのピンを橋脚のほうに穴あけて、そのピンよりも 10 ミリ大きな穴をあけて長さが 50 センチの穴をあけて、その中にピンを入れて、コンクリートで埋めるような工法になっておりますが、その P C 桁というものは、P C 鋼というものは縦に大変たくさん入っちゃりまして、その今の大きさをやっていけば、穴をあけてしまうときにその P C 桁の中の P C 鋼を傷つける、あるいは破ってしまう恐れがあるようなことがわかりまして、このような変更になった次第でございます。

もとは、設計図があれば、こういうことにはならんかと思いますが、いかんせんもう 40 年もたっておりますし、プロ中のプロがやっておるわけですけど、内部についてはそういった工法で一般的に設計するということになっておりますので、このようにさせていただいたことでございます。ところが、このように多額の変更になりまして申しわけなく思っております。

当初、そのピンは、60 ミリのやつを 50 センチを 1 本ずつ上へ差

し込むような形になっちよりましたが、その大き過ぎるもので、P
C 鋼に傷つけるとか穴あけてしまうことになりますので、46 ミリの
ものに変更してございます。そうすれば、1 本だけ入れば、強度が
弱くなりますので、当初設計どおり強度を落とさんようにするため
に 2 本打ったものでございます。

こうすることで、本来、原則的には変更せんようにしていかない
かんものでございますが、こういう事情ありまして変更になりました
ことを御説明させていただきます。どうぞよろしくお願いいたし
ます。

13 番（徳弘初男君）

説明はわかりましたが、続いてまた柳瀬橋ということでございま
すので、また見込を持って、ひとつ設計をして、また柳瀬橋のほう
も耐震工事になるようでございますので、気をつけていただきたい
と思います。

議長（藤原健祐君）

ほかに質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決を行います。

議案第 30 号、工事請負契約の変更契約の締結について、原案の
とおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

賛成全員。

したがって、議案第 30 号は、原案のとおり可決されました。

日程第 31、選挙管理委員及び補充員の選挙を行います。

この選挙は、平成 27 年 3 月 30 日をもって任期満了となります。
選挙管理員及び補充員を地方自治法第 182 条第 1 項の規定により選
挙するものです。

お諮りします。

選挙の方法については、地方自治法第 118 条第 2 項の規定によっ

て、指名推選にしたいと思います。

御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

したがって、選挙の方法は指名推選で行うことに決定をしました。

お諮りします。

指名の方法については、議長が指名することにしたいと思います。

御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

したがって、議長が指名することに決定しました。

選挙管理委員には、井上和江君、西森啓助君、森田利克君、山崎温宣君、以上の方を指名します。

お諮りします。

ただいま議長が指名しました方を選挙管理委員の当選人と認めることに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

したがって、ただいま指名しました井上和江君、西森啓助君、森田利克君、山崎温宣君、以上の方が選挙管理委員に当選されました。

選挙管理委員補充員には、次の方を指名をします。

第1順位、平松順君、第2順位、田村泰富君、第3順位、濱田良雄君、第4順位、刈谷比登志君、以上の方を指名します。

お諮りします。

ただいま議長が指名しました方を選挙管理委員補充員の当選人と定めることに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

したがって、ただいま指名しました第1順位、平松順君、第2順位、田村泰富君、第3順位、濱田良雄君、第4順位、刈谷比登志君、以上の方が順序のとおり選挙管理委員補充員に当選されました。

日程第32、発議第1号、佐川町議会委員会条例の一部を改正する条例の制定について、を議題とします。

提案者の説明をお願いします。

12 番（今橋寿子君）

(以下、発議第1号「佐川町議会委員会条例の一部を改正する条例の制定について」朗読)

参考資料として、新旧対照表をつけてありますので、ごらんください。よろしくお願いいたします。

議長（藤原健祐君）

質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決を行います。

発議第1号、佐川町議会委員会条例の一部を改正する条例の制定について、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

賛成全員。

したがって、発議第1号は、原案のとおり可決されました。

日程第33、発委第1号、「最低賃金の大幅引き上げ」「適正な最低賃金制度」を求める意見書、を議題とします。

提案者の説明を求めます。

7番（岡村統正君）

(以下、発委第1号『「最低賃金の大幅引き上げ」「適正な最低賃金制度」を求める意見書』1ページ目朗読)

案文を読み上げますので、よろしくお願いいたします。

(以下、発委第1号『「最低賃金の大幅引き上げ」「適正な最低賃金制度」を求める意見書』2ページ目朗読)

以上でございます。よろしくお願いいたします。

議長（藤原健祐君）

質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決を行います。

発委第1号、「最低賃金の大幅引き上げ」「適正な最低賃金制度」を求める意見書について、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

賛成全員。

したがって、発委第1号は、原案のとおり可決されました。

日程第34、発委第2号、「公契約条例の制定」を求める意見書、を議題とします。

提案者の説明を求めます。

11 番（西村清勇君）

（以下、発委第2号『「公契約条例の制定」を求める意見書』1ページ目朗読）

案文を朗読して提案とさせていただきます。

（以下、発委第2号『「公契約条例の制定」を求める意見書』2ページ目朗読）

以上です。よろしくお願いします。

議長（藤原健祐君）

質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決を行います。

発委第2号、「公契約条例の制定」を求める意見書について、原案

のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

賛成全員。

したがって、発委第2号は、原案のとおり可決されました。

日程第35、発委第3号、T P P交渉に関する意見書、を議題とします。

提案者の説明を求めます。

7 番（岡村統正君）

（以下、発委第3号「T P P交渉に関する意見書」1ページ目朗読）

案文を読み上げさせていただきます。

（以下、発委第3号「T P P交渉に関する意見書」2ページ目朗読）

以上でございます。よろしくお願いいたします。

議長（藤原健祐君）

質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決を行います。

発委第3号、T P P交渉に関する意見書について、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

賛成全員。

したがって、発委第3号は、原案のとおり可決されました。

日程第36、発委第4号、政府による米価対策を求める意見書、を議題とします。

提案者の説明を求めます。

7 番（岡村統正君）

（以下、発委第4号「政府による米価対策を求める意見書」1ページ目朗読）

案文を読み上げさせていただきます。

(以下、発委第4号「政府による米価対策を求める意見書」2ページ目朗読)

以上でございます。よろしくお願いいたします。

議長(藤原健祐君)

質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決を行います。

発委第4号、政府による米価対策を求める意見書について、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

賛成全員。

したがって、発委第4号は、原案のとおり可決されました。

日程第37、発委第5号、郵便と金融のユニバーサル・サービスを提供する義務を全うできる株式処分のあり方の検討を求める意見書、を議題とします。

提案者の説明を求めます。

11番(西村清勇君)

(以下、発委第5号「郵便と金融のユニバーサル・サービスを提供する義務を全うできる株式処分のあり方の検討を求める意見書」1ページ目朗読)

案文を朗読して提案とさせていただきます。

(以下、発委第5号「郵便と金融のユニバーサル・サービスを提供する義務を全うできる株式処分のあり方の検討を求める意見書」2ページ目朗読)

以上です。よろしくお願いいたします。

議長(藤原健祐君)

質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決を行います。

発委第5号、郵便と金融のユニバーサル・サービスを提供する義務を全うできる株式処分のあり方の検討を求める意見書について、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

賛成全員。

したがって、発委第5号は、原案のとおり可決されました。

日程第38、議員派遣について、を議題とします。

議員派遣については、お手元に配付しましたとおり、派遣することにしたいと思います。

御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

したがって、議員派遣は、お手元に配付のとおり決定しました。

日程第39、委員会の閉会中の継続審査及び調査について、を議題とします。

各委員長から、会議規則第75条の規定によって、お手元に配付しました申出書のとおり、閉会中の継続審査及び調査の申し出があります。

お諮りします。

委員長から申し出のとおり、閉会中の継続審査および調査とすることに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

したがって、委員長から申し出のとおり閉会中の継続審査及び調査とすることに決定しました。

以上で、本定例会に提出されました全ての案件は終了しました。

町長、挨拶願います。

町長（堀見和道君）

本定例会に提出させていただきました30個の議案につきまして、全ての議案、可決をいただきまして、まことにありがとうございます。

また、本定例会を通して、さまざまな御質問をいただきました。また、御意見、アドバイスもいただきました。しっかりと受け止めさせていただきまして、皆様と協議をさせていただき、よりよいまちづくりを行っていきたいと思いますので、今後とも御指導のほど、よろしくお願い申し上げます。

27年度のさまざまな会計の当初予算、御審議、可決をいただきました。いよいよ地方創生が27年度からスタートになります。佐川町も27年度中の総合戦略の策定に向けて、チーム佐川で、執行部と議会の皆さんが両輪となって、中心となって取りまとめをしていくことになります。現時点で、先行型の提案をさせていただいておりますが、佐川町の今の取り組みにつきましては、国のほうからも少し注目をいただいているという状況であります。

この取り組みが、全国各地のいろいろな自治体のモデルとなるよう、しっかりと今後も皆さんと一緒に、総合戦略を立てていきたいと思っております。

27年度からの5年間が勝負だというふうに思っております。庁議のメンバー、役場の幹部並びに役場職員、4月以降もしっかりと引き締めて、この町のために仕事に邁進していきたいと思っておりますので、さまざまな場面で、また御指導、御鞭撻をお願いしたいと思います。本当に、この3月定例会、ありがとうございました。

議長（藤原健祐君）

本日の会議は、これをもちまして終わります。

平成27年3月佐川町議会定例会を閉会します。

閉会　　午後3時36分